

令和8年6月1日

旧福岡県公会堂貴賓館の活用方針

○はじめに（活用方針の趣旨）

- ・旧福岡県公会堂貴賓館（以下「貴賓館」という。）では、平成19年3月に「旧福岡県公会堂貴賓館」活用計画を策定し、これに基づき、それまでの公開を中心とした活用を更に進め、県の文化財情報を提供発信する場や県民等による文化情報の発信・交流の場として活用できる環境を作ってきた。
- ・昨今、周辺地域の再整備等、貴賓館を取り巻く状況が変化したことに伴い、新たなニーズが生まれている。
- ・本活用方針は、上記の経緯や現状を反映させ、活用計画も踏まえつつ貴賓館の活用に係る考え方を改めて整理し、運用するものである。

1 現状と課題

（1）文化財としてのニーズ

- ・県が所有者である貴賓館を国民共有の財産として適切に管理し、永く後世に伝える必要がある。
- ・多くの人々が貴重な文化財に触れることで潤いと心豊かな生活が送れるよう、所有者である県が有効活用を図らなくてはならない。

（2）周辺環境から生じるニーズ

- ・福博の中心である県営天神中央公園に位置し、福岡市の中心街の歴史文化の象徴として文化財の公開に留まらない様々な活用が求められている。
- ・貴賓館を含む天神中央公園（西中洲エリア）が令和元年に再整備されたことから、貴賓館は地域の活性化に資する公共建造物としての活用が一層求められる。
- ・貴賓館は天神ビッグバンによる再開発エリア内に位置しており、新たに開発された市街や他の文化財・文化施設と一体的な魅力発信が必要である。

（3）活用における留意点

- ・貴賓館が重要文化財であることに鑑みれば、外観及び内部を観覧に供することが活用の基本であり、これに支障をきたさないよう配慮を要する。
- ・貴賓館は明治期に建築された建造物であり、重要文化財としての保存が必要。活用は保存を前提としたものでなくてはならない。

2 活用方針

（1）重要文化財としての保存と活用

①保存を前提とした活用

- ・貴賓館はフレンチ・ルネッサンスを基調とする明治時代の貴重な木造公共建築として評価され重要文化財に指定された。
- ・今後も重要文化財の価値を保存していくことを最優先し、来訪者に貴賓館の文化財の価値や魅力を体感できる施設として活用を図る。

②修理・維持管理

- ・昭和61-62年にかけて保存修理工事が実施され、創建当時の明治43年の姿に復原された。
- ・今後も復原時の明治時代の姿を将来に伝え、重要文化財として健全な状態を保つために、定期的な修理に努め、文化財として価値のある部材や意匠を維持する。
- ・指定管理者による清掃・点検・警備などの日常管理を適切に行う。

③活用のための設備整備の考え方

▶防災設備

- ・貴賓館は木造で内部は壁紙や木製建具などを使用しているため燃焼性が高く火災リスクがあるため、貴賓館内部での火気使用を禁止する。
- ・昭和62年に防災設備工事（警報設備・避雷設備・消火設備）を整備し、その後、令和3年に消火設備の更新工事を行った。
- ・今後も既存防災設備の定期点検と改修整備を行うと共に、消防訓練を定期的に行う等、初期消火が迅速に実施できる体制を整える。
- ・耐震対策について、平成17年の西方沖地震の被災後、平成20年に耐震補強工事が完了した。

▶展示設備

- ・重要文化財としての価値や建築的特徴、貴賓館の建設を契機に発展した福岡の都市の歴史や時代背景、保存の経緯や修理工事の内容などを分かりやすく伝えるためにパネル、映像、保存部材や関連資料などを展示する。

▶便益設備

- ・来訪者が建造物を安心・安全に利用できるように便益設備を整備する。
- ・空調設備・トイレなどの便益設備は平成20年に整備された。今後も既存設備の改修や新たな設備を整備する場合には文化財への影響を十分考慮して、改変を伴わない可逆的方法で施工する。

▶厨房設備

- ・貴賓館内の厨房設備は火元となるリスクがあるため、壁・天井・床を不燃材で保護した旧電話室（平成20年改修）を厨房の範囲に定め、使用する調理機器は電気式を使用する。
- ・重要文化財として価値のある内装等を毀損しないように、飲食の場を定めるとともに来訪者に注意喚起を図る。

(2) 情報発信や交流の場としての活用

①文化財としての価値の発信

▶貴賓館の価値の普及啓発

- ・県が所有する重要文化財である貴賓館の価値や魅力を発信する。

例) 館内の展示、解説サイン、ボランティアによるガイド、リーフレットやHP、県の広報媒体等

②文化活動の拠点としての活用

▶ボランティア活動

・貴賓館の歴史や価値について解説することを通して、文化財に対する理解や文化財愛護思想の普及に寄与することを目的として活動する。

▶ イベント活用

貴賓館の立地や明治建築の雰囲気を活かしたイベントを実施することで、県民だけでなく、国内外からの観光客に文化活動の体験の場を提供する。

例) 歴史講座、朗読会、フラワーアレンジメント教室、レトロ衣装体験
ナイトコンサート（閉館後のイベント）
フラワーイベント（花卉による館内の装飾）
地元のアーティストによる作品展の実施

③ その他の活用

▶ 飲食

開館時間中を通して飲食の提供を行うことで、建物の雰囲気を感じながらくつろぐことができる場所を提供する。

例) フレンチのランチ、アフタヌーンティーセット等の軽食

▶ 物販

貴賓館や福岡の歴史文化を広く発信するため、貴賓館の関連グッズ、福岡の伝統工芸品などを販売する。

例) 貴賓館ポストカード、博多織小物など

(3) 各部屋の利用

① 方針

貴賓館の価値や魅力を体感できるように、管理のための部屋を除き内部を全て公開する。保存上、内部は土足禁止とし、当初の部屋の用途や意匠を考慮して各部屋の利用内容を定める。

② 活用のための機能

貴賓館の各部屋の活用上の機能・役割を以下に記載する。なおイベント時には文化財への影響を考慮して柔軟に運用を図る。

A 公開展示：貴賓館の文化財の価値や歴史等の紹介

A-1 見学公開：復原された部屋等の空間そのものを常時公開

A-2 展示室：貴賓館関連の資料・動画等の展示

B イベント・その他活用：貴賓館の空間を活かした各種活用

B-1 催事：展覧会や各種イベントなどの多目的スペース

B-2 飲食：食堂における飲食の提供

B-3 物販：貴賓館関連商品や福岡県特産品の販売

C 管理：公開・活用を支える管理機能（非公開）

C-1 事務室：管理者やボランティア等の事務・休憩

C-2 倉庫：備品などの保管

C-3 厨房：提供する料理の調理・食材保管

(4) 周辺施設等との連携

①天神中央公園との連携

- ・ 貴賓館前広場をはじめとする天神中央公園で開催されるイベントと連携することで、より幅広い層の来館を促す。
- ・ 天神中央公園のリニューアルオープン以降、啓発イベントや季節行事に合わせて福岡県公園街路課が行う夜間ライトアップに協力し、入館者の増加を促進する。

②周辺の文化財や施設等との連携

- ・ 重要文化財である赤煉瓦文化館等の周辺に存在する文化財や、福岡の近代化に係る建造物、アクロス福岡など文化施設と一体的な情報発信を行う。
- ・ 九州歴史資料館や九州国立博物館における展示と連携し、貴賓館において歴史講座を行う。

(5) 管理体制

- ・ 平成18年度より指定管理者制度を導入している。
(平成18～20年度は天神中央公園と併せて公園街路課が指定管理者を選定。平成21年度以降は貴賓館単独で文化財保護課が選定。)
- ・ 指定管理者は県と協定を締結の上、以下の業務を行う。
 - ①施設の運営
 - ②施設設備の維持管理
 - ③施設内行為許可業務
 - ④広報・PR業務
 - ⑤利用促進やサービス向上に寄与する自主事業等
- ・ 県文化財保護課は、以下の業務を行う。
 - ①運営・活用に係る包括的な業務
 - ②保護に係る諸手続
 - ③大規模修理の実施
- ・ 指定管理者は関係法令等に基づき、個人情報や業務上知り得た情報の管理を適切に行う。

3 今後に向けて

(1) 指定管理・運営

本活用方針を踏まえた指定管理者の公募・運営を行う。

(2) 方針を活かした保存活用計画の策定

貴賓館の文化財としての価値を堅実に守りつつ、より積極的な活用を展開していくことを目的として保存活用計画を策定する。

この中に活用計画に係る章を設け、その基本方針に本活用方針を位置付ける。